



令和5年4月1日から新組織

機構改革について

☎ 総務課 庶務係 ☎(83)1221

町の重要課題に対応するほか、住民サービスを低下させないよう業務の効率化や課税の公平性を図るため、所管業務を整理し、新体制でスタートします。

▼主な変更点

	事務	現行		令和5年4月1日～	説明
①	駅周辺事業の計画推進・駅前広場の整備	まちづくり課	→	まちづくり課 駅周辺事業推進担当室 (新設)	重点政策の推進に適した効率的な事務執行体制を整え、事業の加速化を図ります。
②	公園維持管理業務	観光経済課 公園係 → 係の廃止	↕	【観光公園※】 観光経済課 観光推進係	観光資源としての公園とその他の公園で担当を分けることにより、それぞれの公園施設の適正管理を図るほか、利活用を促進します。
				【その他の公園】 環境上下水道課 環境公園係 (名称変更)	
③	固定資産評価審査委員会に関すること	税務課 資産税係	→	総務課 管財係	現行では税務課が行った課税内容の審査を同課が担う状況であることから、課税の公平性を確保するため、総務課へ移行します。

※「西平畑公園、最明寺史跡公園、寄テニスコート、パークゴルフ場など」

所得税・住民税申告の 相談・受付

☎ 税務課 町民税係 ☎(83)1224

日 2月16日(木) ～ 3月10日(金)

※土・日・祝日を除く

午前9時～11時、午後1時～4時

場 役場1階 1AB会議室

※譲渡所得、住宅借入金等特別控除

(1年目)などの申告相談はできません

※詳細は、広報まつだ1月号に挟み

込みの「まつだ税申告のおしらせ」をご覧ください

※感染症拡大などの状況により規模を縮小することがあります

税理士会による 無料相談コーナー

日 2月16日(木) 午前9時～11時、
午後1時～4時

※相談時間は30分区切りとな

り、1人で30分になります

場 役場1階 1AB会議室

定 12人

申 2月6日(月) 午前8時30分～

※先着順

(定員になり次第受付終了)

※町税務課へ2月15日(水)まで
にお電話で申し込みください

所得税確定申告 参考資料を 郵送しました

☎ 国民健康保険税・後

期高齢者医療保険料」

町民課 国保年金係

☎(83)1225

「介護保険料」

福祉課 高齢介護係

☎(83)1226

令和4年中に納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料は、社会保険料控除として所得税の確定申告などができます。令和4年中に納付した額を記載したはがきを1月下旬に郵送しましたので、所得税確定申告や町民税の申告をする際に使用してください。このはがきには、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。特別徴収分は、各年金・共済保険者から送られる源泉徴収票に記載されますので、そちらでご確認ください。